

## 下般若配水場小水力発電事業公募型プロポーザル実施要綱

### 1 目的

この要綱は、「下般若配水場小水力発電事業」に係る協定の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名 下般若配水場小水力発電事業

#### (2) 事業内容

再生可能エネルギーの有効利用を推進するにあたり、下般若配水場の管路を流れる浄水の余剰エネルギー及び下般若配水場内の土地の一部を、小水力発電事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)に提供します。

事業者は、全額出資による小水力発電設備の設置、維持管理及び事業運営を行い、江南市水道事業(以下「水道事業」という。)に対して、余剰エネルギー及び土地の提供を受けることに対する対価を支払うものです。本事業に伴う設備等は、事業終了後に事業者の負担と責任において速やかに原状復帰することとします。なお、事業の継続等を希望する場合は、水道事業と協議することができます。

#### (3) 事業期間

事業期間は、発電開始日から起算して20年とします。(設計及び設置工事の期間並びに事業終了後の設備撤去期間は含みません。)

### 3 使用料

#### (1) 浄水の使用料

水道事業が提供する管路を流れる水の余剰エネルギーに係る浄水の使用料については、発電電力量1kWhあたり1円50銭(消費税及び地方消費税を除く、10銭単位)を下限額とし、事業者の提案によるものとします。

ただし、水道事業は、経済事情の変動等により、使用料が適正でないと判断した場合は、事業期間中であっても、使用料を変更することができるものとします。

#### (2) 行政財産の使用料

使用許可する土地の使用料については、江南市水道事業の行政財産の目的外使用に係る使用料規程(平成18年水道部管理規程第2号)に基づき小水力発電設備、制御盤等の設置面積より算出した額とします。

### 4 実施形式 公募型

### 5 日程

公募期間	令和2年10月12日(月)～10月26日(月)午後5時
現地見学会申込書の提出期限	令和2年10月19日(月)午後5時
現地見学会	令和2年10月22日(木)
参加申込書提出期限	令和2年10月26日(月)午後5時
質問書受付期間	令和2年10月12日(月)～10月26日(月)午後5時
質問書回答日	令和2年11月2日(月)
企画提案書類(辞退届の)の受付期間	令和2年11月2日(月)～11月9日(月)午後5時

プレゼンテーション審査	令和2年11月17日(火)
審査結果の通知	令和2年11月24日(火)【予定】
協定の締結予定日	令和2年12月上旬【予定】

## 6 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が協定締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 「江南市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに本店所在地の市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 平成15年度以降、この事業の公告の日までに、上水道施設において小水力発電設備(100kW未満)を設置し、運転開始後3年間以上、安定して運用し、かつ維持管理を継続した実績を5ヶ所以上有すること。

## 7 現地見学会申込手続き

### (1) 提出方法

現地見学会の参加を希望する事業者は、電子メールにて「現地見学会申込書(様式第1)」を送付のうえ、電話で送信した旨を伝えてください。※電話又は口頭による申し込みは受け付けません。

- (2) 提出期限 令和2年10月19日(月)午後5時まで
- (3) 提出先 水道部水道課
- (4) 見学に当たっての注意事項

- ・1事業者当たり自動車1台、4人以内とすること。
- ・見学に際しては、動きやすい服装とヘルメットを持参すること。
- ・見学時には、公平性の観点から個別の質問を受け付けないので、質問がある場合は、「11 質問・応答」の記載の方法で質問すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、来場者はマスクの着用、手指の消毒を実施すること。また、体調が悪い方は来場を控えること。

### (5) 現地見学会日時等

日時 令和2年10月22日(木)午前又は午後(時間については別途連絡)

場所 下般若配水場(愛知県江南市般若町中山146番地内)

## 8 参加申込手続き

### (1) 提出書類

プロポーザルの参加者は、本実施要綱及び仕様書等の各規定を理解した上で次の書類を提出してください。

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| ア 参加申込書(様式第2)                 | 正本1部      |
| イ 会社概要及び財務状況(任意様式)            | 正本1部・副本7部 |
| ウ 小水力発電設備の設置又は運営に関する実績書(任意様式) | 正本1部・副本7部 |

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書

正本1部・副本7部

オ 本店所在地の市区町村が発行する未納の税額がない証明書

または市区町村税に未納の税額がない旨の誓約書兼承諾書（様式第3） 正本1部・副本7部

(2) 提出期限 令和2年10月26日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は送付（郵送、宅配便等）に限ります。送付による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加申込者の自己責任とします。

(4) 提出先 水道部水道課

## 9 プロポーザル参加資格の審査方法

プロポーザル参加資格の審査は、別に定める「下般若配水場小水力発電事業プロポーザル審査委員会設置要綱」により設置する「下般若配水場小水力発電事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）」が行うものとし、

## 10 プロポーザル参加資格審査結果

審査した結果は、プロポーザル参加申込者に対し「参加資格審査結果通知書（様式第4）」により通知します。

## 11 質問・応答

(1) 提出方法

要綱等の内容に不明な点がある場合は、電子メールにて「質問書（様式第5）」を送付のうえ、電話で送信した旨を伝えてください。※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期限 令和2年10月26日（月）午後5時まで

(3) 提出先 水道部水道課

(4) 回答方法

質問に対する回答は、11月2日（月）午後5時までにすべての参加申込書提出者宛てに電子メールで回答します。なお、期日までに電子メールが届かない場合は、水道部水道課まで連絡をしてください。

## 12 企画提案書類の提出

プロポーザルの参加資格を認められた者は、次のとおり本案件に関する「企画提案書類」を提出してください。

(1) 提出期限 令和2年11月9日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

ア 持参又は送付（郵送、宅配便等）に限ります。送付による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加申込者の自己責任とします。

イ 指定された様式等により必要部数を提出してください。

ウ 企画提案書類の分割提出は認めません。また、企画提案書類の不足又は提出期限内に未到達の場合、参加自体を無効とします。

エ 企画提案書類

①企画提案書類届出書（様式第6）	正本1部
②事業計画（任意様式）	正本1部・副本7部
③収入の分配に関する提案（様式第7）	正本1部・副本7部
④事業体制（任意様式）	正本1部・副本7部
⑤商業登記簿謄本（登記事項証明書）	正本1部・副本7部
⑥財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株式資本等変動計算書）	正本1部・副本7部

※別紙「下般若配水場小水力発電事業企画提案書類作成要領」を参照してください。

(3) 提出先 水道部水道課

### 1.3 審査方法

提出された企画提案書類について、委員会がプレゼンテーション審査を実施します。

- (1) 実施日 令和2年11月17日（火）
- (2) 面接時間 40分程度（提案者からの説明20分＋質疑応答20分）
- (3) 実施場所 下般若配水場
- (4) 審査方針

委員会は企画提案書類に基づくプレゼンテーションについて審査を行い、評価点数の合計（最大100点×5人＝500点）による総合評価で最高得点を得た提案者を最優秀提案者とします。ただし、採点結果が全体配点の50%未満または審査項目単位で0点となる提案者は、単独応募又は相対順位が1位の場合であっても最優秀提案者としません。

#### (5) 資料

企画提案書類のみとし、別途資料・資材の持ち込みは不可とします。

#### (6) 留意事項

当日の出席者は、本事業を主に担当する予定の者を含む3名以内とします。

### 1.4 審査結果

#### (1) 通知方法

プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に「審査結果通知書（様式第8）」にて結果を通知します。

- (2) 通知時期 令和2年11月24日（火）予定

### 1.5 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 水道事業が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書類の提出は1者につき1案とします。

### 1.6 情報公開及び提供

水道事業は参加者から提出された企画提案書類について、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 1.7 その他留意事項

### (1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。

緊急時において、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を水道事業に請求することはできません。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第9）を担当課あてに提出してください。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書類の著作権は、当該企画提案書類を作成した者に帰属するものとします。ただし、最優秀提案者に選定された者が作成した企画提案書類の書類については、水道事業が必要と認める場合には、水道事業は最優秀提案者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 1.8 問合せ先（担当課）

江南市役所水道部水道課配水・維持グループ

〒483-8018 江南市般若町中山146番地

電話番号: 0587-53-3511

FAX番号: 0587-53-3514

E-mail: [suido@city.konan.lg.jp](mailto:suido@city.konan.lg.jp)